

「長期間入出金のない普通預金口座のお取扱いについて」

平素は大阪信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
このたび当金庫では、長期間ご利用のない預金口座がマネー・ローンダリング
及びテロ資金供与等に不正利用されることによる被害を防止するため、普通預
金規定第15条（解約等）第4項に従いまして、下記の条件に該当する預金のお取引を令和4年4月1日（金）から停止させていただきます。

なお、この場合、預け入れ、払い戻しのほか、口座引き落とし等ができなくなり
ます。

【一定期間および一定の残高とは】

対 象	普通預金等
お取引停止条件 (右記の条件すべてを 満たすもの)	<ul style="list-style-type: none">● 3年以内に決算利息以外の入出金がないこと● 残高1千円未満であること● 上記の預金以外に他のお取引（他の普通預金、 納税準備、定期、投信、出資金、融資）等が ないこと

○普通預金規定（抜粋）

普通預金規定
第15条（解約等）第4項 この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ 残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止 し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる ものとし、また、法令に基づく場合にも同様にできるものとし、

なお、お取引が停止となった口座については、所定のお手続きを経た上でお取
引の再開または、払い戻しができますので、ご本人様であることが確認できる
公的書類のほか、預金通帳、お届けのご印鑑をご用意の上、当金庫の支店窓口
までご来店ください。

また、預金通帳やお届け印鑑が見当たらない場合でも、ご本人であることが確
認できる書類のほか、口座の支店名や口座番号がわかるもの等をご用意いた
だき、ご本人の預金であることが確認できれば払い戻しができますので、支店窓
口にてご相談ください。

